

# 通所リハビリテーション 運 営 規 程

令和 6 年 6 月 1 日 改定

医療法人社団 淳英会 Jメディカルおゆみの

# 「Jメディカルおゆみの」運営規程

## 第 1 章 事業の目的及び運営方針

### 第 1 条（趣 旨）

この運営規程は、医療法人社団 淳英会の開設する Jメディカルおゆみの（以下「当施設」という。）が介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供するに当たり、「千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」並びに「千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

### 第 2 条（事業の目的）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所リハビリテーションのサービスを提供するとともに、指定介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

### 第 3 条（運営の方針）

各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

#### （1）指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

#### （2）指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

#### （3）利用者の個人情報保護

個人情報に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報に

については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

第 2 章 事業所の概要、従事者の職種、員数及び職務の内容

第 4 条（事業所の概要）

名 称 医療法人社団 淳英会 リメディカルおゆみの  
所在地 千葉市緑区おゆみ野三丁目 16 番地 1 ゆみ～る鎌取ショッピングセンター 5 階  
管理者 院長 小林 洋 平  
連絡先 電話 043-293-2007 ファックス 043-293-2008

第 5 条（職員の職種、員数及び職務の内容）

各サービス事業の職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

| 職 種              | 介護予防<br>通所リハビリテーション |     | 職 務         | 備 考<br>(兼務等の状況)       |
|------------------|---------------------|-----|-------------|-----------------------|
|                  | 常勤                  | 非常勤 |             |                       |
| 管理者（院長）          | ( 1 ) 人             | 人   | 施設職員及び業務の管理 | 医師業務（兼務）              |
| 医師               | 1 以上                |     | 利用者の健康管理    |                       |
| 理学療法士<br>(作業療法士) | 1 以上                |     | 機能回復訓練の実施   | 専従 1 名<br>常勤換算 1.5 以上 |
| 介護職員             | 1 以上                |     | 利用者の介護・相談   |                       |

第 3 章 利用定員

第 6 条（定員）

各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション 15 名（指定介護予防通所リハビリテーションを含む）

各時間帯共通 短時間通所リハビリテーションのみ実施

- ① 9：30～ 10：50（ 15 名）
- ② 11：00～ 12：20（ 15 名）
- ③ 13：20～ 14：40（ 15 名）
- ④ 15：00～ 16：20（ 15 名）

## 第 4 章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

### 第 7 条（内容及び手続きの説明及び同意）

当施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章（利用約款）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

### 第 8 条（サービスの内容）

各サービス事業の内容は、次の通りとする。

#### (1) 指定通所リハビリテーション

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 機能訓練
- 三 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
- 四 レクリエーション

#### (2) 指定介護予防通所リハビリテーション、前号に定めるサービス

### 第 9 条（利用料その他の費用）

- 1 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その一割又は二割又は三割とする。
- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前 2 項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表 1 のとおりとする。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

## 第 5 章 営業日及び営業時間

### 第 10 条（指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりにする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日・8/13～8/15・12/30～1/3を除く)
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。

## 第6章 事業の実施地域

### 第11条（事業の実施地域等）

指定通所リハビリテーション、指定介護予防リハビリテーションにおける通常の実施地域は、千葉市緑区全域、中央区・若葉区・市原市の一部の区域とする。

## 第7章 サービス利用に当たっての留意事項

### 第12条（日課の励行）

利用者は、施設の日課を励行し、共同活動の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

### 第13条（衛生保持）

利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に施設に協力するものとする。

### 第14条（禁止行為）

利用者は、当施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を掛けること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に当施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

### 第15条（自然災害等への対策）

災害発生時の業務継続について業務継続計画を策定し、必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。また、計画は適宜見直しを行うものとする。

- 一 継続研修及び訓練 年1回以上
- 二 検証・見直し 年1回

## 第 16 条(高齢者虐待防止のための措置に関する事項)

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の策定や委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 一 高齢者虐待防止委員会 年 2 回
- 二 継続研修 年 1 回以上
- 三 本項の担当者はリハビリテーション部門の責任者とする。

## 第 17 条(身体的拘束適正化のための措置に関する事項)

利用者の尊厳に基づき、身体的・精神的に影響をまねく恐れのある身体的拘束は、緊急をやむを得ない場合を除き、原則として実施しない。身体的拘束適正化のため、指針の策定や委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、拘束が必要な理由、方法、拘束の時間帯及び時間、利用者の心身の状況、拘束開始及び解除の予定を記録する。

- 一 身体的拘束適正化検討委員会 三月に 1 回以上
- 二 継続研修 年 1 回以上

## 第 18 条(感染症への対策)

利用者及び当事業所職員の感染症予防及び蔓延防止のため、指針、業務継続計画の策定及び委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 一 感染症対策委員会 年 2 回
- 二 継続研修 年 1 回以上

## 第 19 条(認知症基礎研修の義務付け)

当施設は、介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

# 第 8 章 その他運営に関する重要事項

## 第 20 条 (苦情処理)

当施設は、別表 2 に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、利用者からの苦情に迅速に且つ適切に対応するものとする。

## 第 21 条（協力病院）

協力病院は、次のとおりとする。

- |   |       |                                                                     |
|---|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 一 | 協力病院名 | 医療法人社団 淳英会 おゆみの中央病院                                                 |
|   | 診療科目  | 整形外科、内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病内科、<br>消化器内科、脳神経外科、形成外科、麻酔科、リハビリテーション科、リウマチ科 |
|   | 所在地   | 千葉県緑区おゆみ野南六丁目 49 番地 9                                               |
| 二 | 協力病院名 | 医療法人社団 淳英会 おゆみの中央病院附属在宅クリニック                                        |
|   | 診療科目  | 内科                                                                  |
|   | 所在地   | 千葉県緑区大金沢町 364-1                                                     |

## 第 22 条（会計の区分）

各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

## 第 23 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 淳英会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日 から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日 改定（令和 6 年度介護報酬改定による）

令和 6 年 6 月 1 日 改定（令和 6 年度介護報酬改定による）